

2025年01月21日

ジャパンネクスト証券株式会社

株式(投資口)分割に伴うPTS 制度信用取引の取扱い(権利処理)について

2025年1月31日を基準日として株式分割を行う銘柄において、権利落日1月30日以降もPTS 制度信用取引を継続する場合の取扱い(権利処理)については、下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

記

(1) 分割比率に応じた買付(売付)数量及び買付(売付)価格の調整による権利処理を行う銘柄

銘柄 (コード)	売買単位	分割比率	買付(売付)数量の調整比率 (a)	買付(売付)価格の調整比率 (b)
田中建設工業株 (1450)	100株	1:2	2	2分の1
モロゾフ株 (2217)	100株	1:3	3	3分の1
株f o n f u n (2323)	100株	1:2	2	2分の1
アドバンス・レジデンス投資法人 (3269)	1口	1:2	2	2分の1
日本ロジスティクスファンド投資法人 (8967)	1口	1:3	3	3分の1

(注) 売買単位の整数倍の新株式(新投資口)が割り当てられる(株式(投資口)の分割の比率が整数の)株式(投資口)の分割が行われる銘柄が対象となります。

上記銘柄の権利落日の前日におけるPTS 制度信用取引の未決済勘定については、権利落日をもって、当該銘柄の買付(売付)数量は、上表(a)を乗じた数量に、買付(売付)価格は、上表(b)を乗じた価格に調整することとします。

なお、分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式(新投資口)に係る買付代金又は売付有価証券の貸付けは、株式(投資口)分割の対象となった株式(投資口)の買付け

又は売付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して3日目の日を超えて繰り延べることは
できませんので、念のため申し添えます。

以上